

令和 3 年度 長野支部事業結果報告

(1-1) 基盤的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和4年度への課題と対応
<p>1 ○サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付(療養費、高額療養費を除く)の申請受付から支給までの標準期間である10日間(サービススタンダード)を遵守する。 ・各種説明会・広報を活用し、届書の郵送促進、「届書・申請書作成支援サービス」の利用促進を図る。 ・業務改善委員会を中心にお客様満足度調査の結果やお客様の声の分析を行い、問題点改善に向けた対応を検討し実施する。 ・研修又はOJTにより職員のお客様に対する対応スキルを高め、質の高いサービス提供に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービススタンダード 100% ・申請書郵送化率 96.8%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理遅延や漏れが発生しないよう逐次進捗状況を把握し、サービススタンダード100%を達成した。 ・当日の受付状況や職員の状況により個別に担当業務を指示するなど柔軟に対応できる体制を構築するよう努めた。 ・メルマガや協会けんぽNews及び社会保険ながのを活用した広報や、社会保険事務説明会において届書の郵送促進を図った。 <p>郵送化率 96.2%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度お客様満足度調査結果を踏まえ、10月にビジネススキル研修を実施した。また、電話対応のポイントをまとめ朝礼時に唱和した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の取り組みを引続き継続する。 ・状況に応じ体制を柔軟に変更できるよう進捗状況の把握・管理を徹底する。また、日頃から多様な業務に携わることで、引き続き多能化を図る。 ・広報紙や各種事務説明会にて引き続き届書の郵送促進を図る。 ・毎朝の唱和「電話対応のポイント」を確実に励行し、質の高いサービス提供に努める。 ・令和3年度お客様満足度調査結果を踏まえ、必要な研修等を実施する。 ・次期業務システム(令和5年1月サービスイン)へスムーズに移行させるため、各種研修を実施する。 ・申請書様式変更に伴い、効果的な広報を実施する。
<p>2 ○限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各種説明会・広報を活用し利用促進を図る。 ・医療機関及び市町村窓口への申請書の配置を継続する。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度(オンライン資格確認)について、積極的に周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や社会保険事務説明会において限度額適用認定証の利用促進に向けた広報、説明を行った。 ・限度額適用認定証を利用していない高額療養費TA(高額療養費支給申請勸奨)対象者に対し、高額療養費TA申請書送付時にリーフレットを同封した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進に向けた医療機関への働きかけ引き続き継続する。 ・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、利用促進に向けた広報等を継続する。
<p>3 ○現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額報酬(標準報酬月額830千円以上)、資格取得直後(資格取得日から90日以内)を中心に不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・不正の疑いのある事案について、保険給付適正化会議を毎月開催し事案の共有、議論を経て事業主への立ち入り検査を積極的に行う。 ・傷病手当金と障害年金・老齢年金、労災給付との併給調整が必要な事案については、申請書の記載内容、添付書類、日本年金機構から提供されるデータに基づき遅滞なく確実に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当案件は審査段階から「重要度:高」として審査を行い、確認者・決裁者においても重点的に確認を行った。 ・立ち入り検査を要する事案は発生しなかったが、保険給付適正化会議を毎月開催し情報の共有を図った。 ・審査段階から年金証書などの添付書類を確認するなどし、調整を行った。また、年金機構から提供されるデータについては1か月以内に着手し全件3か月以内に確認、必要に応じ更正決定処理を完了させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の取り組みを引き続き継続する。 ・不正の疑いのある事案があった場合は、保険給付適正化会議の結果に基づき、協会単独または年金機構との合同検査を実施する。 ・本部より提供される「資格喪失後に傷病手当金を継続して受給している案件」について、提供され次第速やかに調査を実施する。

(1-2)基盤的保険者機能関係

	重点事業	実施状況	令和4年度への課題と対応
4	<p>○効果的なレセプト点検の推進 (内容点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト内容点検効果向上計画を策定し、点検の質を向上させるとともに効率的なレセプト点検を実施する。 点検員毎のそれぞれの結果に応じた具体的点検方針等を指示し、PDCAを回すことによりスキル向上を図る。 他支部査定事例の自動点検マスタや汎用任意抽出テンプレート等への反映状況の管理とその効果測定を実施する。 支払基金との定例打合せで事例を共有することにより効率かつ効果的な点検の実施を図る。 <p>1件当たり査定金額 3,137円以上 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 0.304%以上</p> <p>(外傷点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外傷性病名のレセプトについて負傷原因の照会を行う。 負傷原因照会の未回答者に対し、回答期限から1週間経過後に初回催告を実施し、少なくとも6か月おきに再催告を行い、未回答者の減少に努める。 	<p>(内容点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払基金との定例打ち合わせの実施および面談により点検員の査定傾向の把握を行い、情報共有を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 1件当たり査定金額 4,014円 査定効果額 119,134,090円 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 0.314% <p>(外傷点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画通りに実施 負傷原因照会件数を5,620件実施した。その後、1か月ごとに回答促進に努めた。 	<p>(内容点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動点検マスタメンテナンスの実施及び汎用任意抽出の効率的な活用によりシステム点検の拡大を図る。 点検員間の情報共有の強化および他支部の査定事例の情報共有を行うことにより高額査定を目指した内容点検の実施を行う。 外部講師による効果的な研修を実施し再審査申し出の精度の向上を図る。 支払基金との打ち合わせの場を活用し情報共有を図り、効果的な点検を行う。 <p>(外傷点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> 進捗管理を徹底し、未回答者への催告、再催告を確実に実施する。 損害保険会社と早期交渉を行い早期に回収を行う。

(1-3)基盤的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和4年度への課題と対応
<p>5</p> <p>○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回施術(施術日数が月15日以上)の申請について、加入者に対し施術部位・施術日を確認する文書照会を実施する。 ・部位ころがし(負傷部位を意図的に変更し長期に施術)等過剰に施術を受けていると思われる加入者に対し適正受診のための啓発文書を送付する。 ・多部位頻回施術、部位ころがし施術が著しく疑わしい施術者の情報を柔道整復療養費審査委員会に提供し、該当施術者の申請書を重点的に審査する。また、保険給付適正化会議において情報の共有、対応の検討を行う。 ・3部位15日以上申請割合 0.92%以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回施術(施術日数が月10日以上)の申請について、加入者に対し施術部位・施術日を確認する文書照会を実施した。(2,478件) ・本部より提供されるデータを活用して直近12ヵ月の受診において初検日が多い患者に対し、適正受診を啓発する文書を送付した。(6月:649件、1月48件) ・留意事項や連絡事項をとりまとめ審査会時に情報提供を行った。(521件) ・3部位15日以上申請割合 0.83% 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の取り組みを引き続き継続するほか、柔道整復施術療養費審査委員会にて不正な請求が疑われる施術者に対しては、必要に応じ面接確認の実施を検討する。
<p>6</p> <p>○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査事務手順書に基づいた審査手順の標準化を推進する。 ・不正の疑いのある施術者について厚生局に情報提供し、その後の状況を追跡する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ不正が疑われる施術者はいなかったため、厚生局あて情報提供は行わなかった。また、医師の再同意書の確認など重点的に審査を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の取り組みを引き続き継続する。
<p>7</p> <p>○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 (保険証回収強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失届への保険証未添付者に対し、日本年金機構の喪失処理3営業日後に保険証の返納催告文書を送付し、その後7営業日以内に2回目、さらにその後7営業日以内に3回目の催告文書を送付する。 ・日本年金機構から回送される保険証回収不能届により、受付から7営業日以内に電話催告を実施する。 ・資格喪失届への保険証未添付が多い事業所に対し、文書または訪問により保険証回収の啓発を行う。 ・資格喪失後1か月以内の保険証回収率 94.98%以上 	<p>(保険証回収強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次、二次、三次催告を予定通り実施した。 ・保険証回収届による電話催告 395件 ・保険証回収率 88.05% ※令和3年2月の日本年金機構のシステム変更により回収実績は前年度より大幅に低下している。(全国的に同傾向) 	<p>(保険証回収強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構と連携協力し、保険証の返納催告及び広報を実施し、回収率を高める。 ・未返納者への二次催告について月3回の送付日を設定し送付を行う。※本部の事業方針により変更 ・保険証未添付が多い事業所に対し、文書、電話または訪問勧奨を行い、喪失後受診の発生防止を図る。

(1-4)基盤的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和4年度への課題と対応
<p>(債権管理回収業務の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部で定めた債権回収スケジュールに沿った催告等を確実に実施するとともに管理者による進捗管理を徹底する。 特に10万円(過年度50万円)を超える債権については、債権進捗会議により支部内で情報共有し、対応方法を検討する。 ・10万円を超える資格喪失後受診にかかる返納金については、直接債務者に保険者間調整について説明し同制度利用により確実に回収する。 ・回収率向上のため、弁護士による文書催告を継続する。 ・なお残る未納者に対しては、内容証明による文書催告及び法的手続きによる回収を実施する。 ・返納金債権(喪失後受診)回収率 51.02% ・現年度債権回収率 56.49% ・過年度債権回収率 29.86% 	<p>(債権回収業務の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール通りに実施した。 ・保険者間調整件数 352件 ・弁護士催告件数 193件 ・法的手続き 29件 ・返納金債権(喪失後受診) 56.62% ・現年度債権回収率 59.23% ・過年度債権回収率 22.37% 	<p>(債権回収強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者間調整制度の利用促進を行う。特に国民健康保険の資格が確認された債務者については確実に実施をする。 ・弁護士名および配達証明による催告を実施し効果的かつ効率的な回収を図る。 ・弁護士名催告については対象範囲を拡大することにより更なる効果的な回収を図る。 ・50万円以上の高額債務者については法的手続きを全件実施し、確実な回収を図る。
<p>8 ○被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・被扶養者資格の再確認の必要性を周知し、就職などによる被扶養者資格削除事由発生後早期の届出を促すための広報を実施する。 ・未提出事業所に対し提出勧奨を行う。また、所在不明により未送達となった事業所の所在調査を日本年金機構と連携して行い確実に送付・回収する。 ・被扶養者資格確認書の提出率 93.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月に社会保険労務士あて協力依頼文書を送付した。また、協会けんぽNewsやメルマガにより広報を行った。 ・12月に日本年金機構へ所在不明事業所の照会を実施し、未送達事業所に対し確実に送付するよう努めた。 ・被扶養者資格確認書の提出率 91.9% 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出を促す効果的な時期に広報を実施する。 ・未提出事業所に対し文書による催告を実施する。文書到着前後の効果的なタイミングで電話催告を行う。
<p>9 ○オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の周知と円滑な実施に向けた広報活動等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入事業所向け広報紙「協会けんぽNews」(毎月)やメールマガジンにより広報を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の本格開始となったが、マイナンバーカードの発行率や医療機関等の導入割合は想定ほど増えておらず、マイナンバーカードの保険証利用広報のほか、引き続き保険証や限度額認定証の携帯も行っていただくことを周知する。
<p>10 ○業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付等の業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底する。 ・職員の多能化と管理者のきめ細かい指示・采配により、日々の業務量、業務の優先度に応じた柔軟な処理体制を定着化させ、さらなる生産性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「標準化」「効率化」「簡素化」を図るべく、職員一人一人の能力に応じた育成計画を策定し、職員一人一人のスキルアップに努めた。また、3つのユニットを四半期ごとローテーションさせることで職員の多能化を図った。 ・毎月グループミーティングを開催、また、職員との個別面談を実施しスキルアップを促した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の取り組みを引き続き継続する。 ・1件当たりの「標準処理時間」を職員に提示し、これを目標とすることで職員一人一人の処理能力向上を図る。

(2-1)戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和4年度への課題と対応
<p>○第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施</p>		
<p>i)特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上</p>		
<p>1 ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:273,732人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 受診率 58.4%以上 (受診見込者数:159,860人) ・事業者健診データ 取得率 15.5%以上 (取得見込者数:42,497人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 受診率 56.5% (目標差▲1.9% 前年差2.6%) ・事業者健診データ 取得率 14.0% (目標差▲1.5% 前年差▲0.2%) 	
<p>2 ○被扶養者(受診対象者数:77,029人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 受診率 33.2%以上 (受診見込者数:25,574人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 受診率 27.3% (目標差▲5.9% 前年差1.5%) 	
<p>3 ○健診の受診勧奨対策 (被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の生活習慣病予防健診の案内のほかに、新規適用事業所への文書案内を実施する。加えて、送付したうち対象者10人以上の事業所へは電話勧奨も行い、健診受診を勧める。 ・外部委託による①事業者健診データ取得勧奨②令和2年度紙データを取得した事業所に対する取得勧奨③紙データからのデータ作成④新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診利用電話勧奨の各業務の実施。 ・事業所検索(抽出)等機能、支部別スコアリングレポートを活用し、ターゲットを絞った受診勧奨を行う。特に、生活習慣病予防健診受診率、事業者健診データ取得率ともに低い二次医療圏および業種を洗い出し、優先的に受診勧奨する。 ・労働局、運輸支局との連携による、健診受診および事業者健診データ提供勧奨事業を継続する。 ・事業者健診を実施している医療機関に対し、データ提供に関する同意書取得勧奨業務を委託する。加えて、データ提供件数向上のため、より魅力的なインセンティブを設定する。 ・事業主、加入者が協会の健診(生活習慣病予防健診)を利用したくなる広報の実施。 ・上記各施策推進のための幹部職員との事業所訪問の実施。 	<p>(被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所1,357社へ健診案内送付。対象者10名以上の7社へ電話勧奨を実施し、5社が生活習慣病予防健診利用もしくはデータ提供の同意書提出。 ・外部委託による①事業者健診データ取得勧奨2,096社②令和2年度紙データを取得した事業所に対する取得勧奨115社③紙データからのデータ作成207件④新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診利用電話勧奨422社(健診対象者2~9名の事業所)の各業務の実施。 ・バス、タクシー、トラックの各業界団体を訪問し、協力依頼実施。 ・受診率の低い上小地域の上田市において、週末健診を4日程実施。175名受診。 ・労働局、運輸支局との連名による事業者健診データ取得勧奨文書(外部委託)を2,096社に発送し、同意書185枚取得 ・事業者健診データ提供58機関と契約。そのうちデータ提供数の多い7機関とインセンティブ契約締結し、26,076件のデータ取得につながった。 ・生活習慣病予防健診の年次案内において、他支部のパンフレットの内容収集を行い、内容の検討、改善を行った。 ・幹部訪問10社実施。 	<p>(被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規適用事業所への健診案内送付、電話勧奨は継続実施。 ・外部委託による①事業者健診データ取得勧奨②令和2、3年度紙データを取得した事業所に対する取得勧奨③紙データからのデータ作成④新規適用事業所に対する生活習慣病予防健診利用電話勧奨の各業務の継続実施。①については、提供に同意をいただきながらも、電話勧奨後に健診実施の事業所の場合、提供もれが多かった。対策として、健診実施時期の確実な確認と電話による再勧奨を実施する。 ・労働局、運輸支局との連名による、健診受診および事業者健診データ提供勧奨事業を継続実施。 ・受診率の低い地域での検診車健診の継続実施。 ・インセンティブ契約により、データ提供時期が早まった。R4年度も早期提供、提供数増加につながるインセンティブ設定を行う。 ・幹部による事業所訪問実施。

(2-2)戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和4年度への課題と対応
<p>4 (被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度途中に被扶養者認定をされた対象者に対して随時受診券を送付し、健診受診を勧める。 ・市町村(国保)と実施する集団健診の日程に合わせ、対象地区の被扶養者に受診勧奨を行う。また、市町村に対し集団健診で協会加入者も受診できる旨を案内していただくよう依頼する。 ・協会単独の集団健診を実施する。実施にあたり、令和2年度実施内容について効果検証を行い、より魅力的な実施内容とする。 ・慢性疾患等で医療機関へ定期受診をしているため、健診未受診者となっている対象者への受診勧奨を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規認定被扶養者8,148名に個別案内と受診券送付。 ・市町村集団健診の案内 63市町村 24,135名に送付。健診実施に変更がないか健診機関に確認しながら送付。 ・松本市国保と相乗り健診実施 <ul style="list-style-type: none"> 16日程198名受診 岡谷市国保と相乗り健診実施 1日程38名受診 上田市国保と相乗り健診実施 2日程52名受診 ・独自集団健診 83日程6,148名受診 ・慢性疾患等で医療機関へ定期受診をしているため、健診未受診者となっている647名へ受診勧奨実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年度は、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、受診者は減少した。その影響は減り、受診者は増加したが、目標には到達しなかった。R4年度は、 <ol style="list-style-type: none"> ①市町村集団健診案内の送付 ②国保との相乗り健診の実施 ③独自集団健診 ④経年未受診者への受診勧奨を行い、より多くの方へ受診機会を提供する。

ii)特定保健指導の実施率及び質の向上

<p>1 ○被保険者(特定保健指導対象者数:37,436人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 29.4%以上 (実施見込者数:10,992人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 29.3% (目標差▲0.1% 前年差11.1%) 	
<p>○被扶養者(特定保健指導対象者数:2,020人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 22.3%以上 (実施見込者数:450人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 27.2% (目標差4.9% 前年差3.2%) 	

(2-3)戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和4年度への課題と対応
<p>2 ○特定保健指導実施率向上策 (被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特保の初回面談者数向上のため、特保利用案内文発送の対象事業所を拡大する。 ・特定保健指導専門業者への業務委託及び特定保健指導委託健診機関数を拡大する。 ・特定保健指導委託健診機関の特定保健指導実施率向上に向け、年度内2回を目途に委託先の保健指導者間の情報交換会(研修会含む)を行う。 ・産業保健師設置企業の情報を収集し特定保健指導委託を拡大する。 ・勤務形態等の理由により訪問面談が困難である事業所の、健診当日の特定保健指導分割実施について、支部保健師を派遣しての実施も含めて健診機関に働きかける。 ・企画Gと協働し、健康づくりチャレンジ宣言事業所のうち、実施率の低い事業所への個別アプローチを実施する。(新規宣言事業所・既宣言事業所とも) ・キャンセル理由を精査し、リモートでの初回面談を推進する。 ・支部への来所による特定保健指導を推進する。 ・講習会メニューにて集団学習の依頼があった事業所へ特保の実施を働きかける。 ・特定保健指導対象の喫煙者に対する禁煙指導を強化し、特定保健指導対象者の減少に結びつける。 <p>(被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会単独の集団健診当日に特定保健指導の初回面談を分割実施する。 ・長野市等特保対象者が多い地域の未利用者に対し、公民館等を活用し協会指導者による特保を実施する。 ・県・市町村等と連携し、市町村への特定保健指導の委託拡大を図る。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導者の指導力向上のため、隔月の保健指導者研修会及び禁煙対策等の各種会議を計画し実施する。 	<p>(被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回面談数9,386件 (R2年度7,682件 前年度比122%) ・特定保健指導専門業者への委託4,234件 ・特定保健指導委託機関 1機関増 ・9月 委託機関会議開催。当日初回面談数拡大と禁煙指導について。 2月 要綱、要領変更に伴う請求時の注意点と当日初回面談拡大について。 ・産業保健師設置企業 3社と委託契約 ・新チャレンジ宣言への切り替えについて、企画Gと協働し、事業所への働きかけ実施。 ・リモート面談 419件実施 訪問困難な業種の対象者、営業職等に実施することができた。 ・集団学習 31件実施。 ・チャレンジ宣言で禁煙を掲げる事業所に対して、禁煙講話の案内送付。9社で実施。 <p>(被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自集団健診会場にて健診機関による特定保健指導実施。297名実施。 ・新型コロナウイルス感染症拡大により、集団での特定保健指導は未実施。 ・県とも連携し、1町へ新規特定保健指導委託契約。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偶数月に研修会実施。スキルアップに努めた。 	<p>(被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導専門業者への継続的支援の委託実施と進捗管理実施。 ・協会指導者不在地域における特定保健指導専門業者への初回(リモート含む)からの特定保健指導委託。 ・特定保健指導委託機関における初回面談数拡大のための、委託機関訪問。 ・委託機関に対して禁煙取り組みアンケートを行い、共有、好事例の取り込み依頼。 ・産業保健師設置企業の情報を収集し特定保健指導委託を拡大する。 ・依頼のあった事業所へ集団学習の実施。 ・アドバイザー契約医師と連携し、特定保健指導担当者の事業所支援、集団指導スキルの向上を図る。 ・新チャレンジ宣言事業所へ対して、支援内容の検討と支援実施。 ・特定保健指導対象者が多く、経年的にキャンセルとなっている事業所への幹部訪問。 <p>(被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自集団健診実施機関に対して、特定保健指導委託を行い、対象者への確実な実施を図る。 ・集団学習の実施。 ・県、市町村と連携し、市町村と特定保健指導委託の働きかけを行う。

(2-4)戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和4年度への課題と対応
iii)重症化予防対策の推進		
<p>1 ○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施 予定人数 1,340人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診により要治療と判定されながら3か月以内に医療機関を受診していない方へ本部から受診勧奨文書を送付後、その翌月に支部から二次勧奨文書を送付したうえで、電話勧奨を行う。 ・血圧値及び血糖値が高い方へは、脂質値の情報も追加して受診勧奨を実施する。 ・特定保健指導対象者で受診勧奨対象者への事業所訪問を実施する。 ・事業主に対し、要治療者の治療促進に向けた事業所としての対応(受診勧奨、受診環境整備等)を働きかける。 ・未治療者に対して、回目の健診結果に注目させ再び要治療と判定された場合には確実に医療機関を受診するよう、前回の健診受診月の前月に文書勧奨を行う。 ・(生活習慣病予防健診契約機関でかつ、)保健師が在職している特定保健指導委託健診機関に対し、経年的に二次勧奨対象者としてリストアップされる者の情報共有を図り、受診への行動を促す。 ・健診機関による未治療者への受診勧奨の実施状況をまとめ、ガイドラインを策定する。(支部調査研究事業) ・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 11.8%以上 	<p>受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 10.9%(前年度実績9.3%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次勧奨域5,307件 二次勧奨域1,085件 電話勧奨449件実施。 ・血圧値及び血糖値が高い方へは、脂質値の情報も追加して受診勧奨を実施。 ・事業所訪問20件。 ・労働局と連名で受診勧奨依頼文書を事業所へ送付。 ・三次勧奨 637件 ・未受診のまま11か月経過し、今年度の健診予約が確認できた場合、当該特定保健指導実施機関に対し受診勧奨実施を依頼。 ・ガイドライン策定のため、健診機関に対し受診勧奨状況調査実施。中間報告をまとめ、2月に健診機関担当者会議で報告した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨を行っても対象者の約25%は未受診のまま経過している。行動変容を促すための様々な取り組みが必要である。 ・文書勧奨、電話勧奨、訪問勧奨の継続実施。 ・健診受診後3か月以内の受診を目的に、協会けんぽNEWSなどで広報する。 ・仮説の検証や統計学上の有意項目を抽出し、最終報告をまとめる。再度、健診機関に報告する。
<p>2 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険薬局薬剤師による「運動」「食事」「服薬」の行動目標設定と6か月間にわたる行動変容の継続支援を柱とした「重症化予防プログラム」(松本市との共同事業)を継続実施する。 ・市町村が実施している重症化予防事業に参画し国民健康保険と一体となった枠組みで実施できるよう情報収集・協議を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市が実施する保険薬局薬剤師による重症化予防プログラムに参加。参加者0名。 ・1町と重症化予防新規契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加状況を踏まえ、勧奨の枠組み構築などを松本市、松本薬剤師会と協議する。 ・市町村と連携し事業展開するため、県から市町村の情報収集を行う。

(2-4)戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和4年度への課題と対応
iv) コラボヘルスの推進		
<p>1</p> <p>○健康づくりチャレンジ宣言(健康宣言)事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員委嘱事業所に対して健康宣言を勧奨する。 ・後期高齢者支援金にかかるインセンティブ指標(健診受診率、特定保健指導実施率、特定保健指導対象者の減少率、要治療者の医療機関受診率、後発医薬品使用割合)の数値が低い事業所に対して健康宣言を勧奨し、健康経営を通して協会事業に対する理解を促す。 ・県内の商工会議所をはじめ、各関係機関と連携し、事業主等へのセミナーを開催する等の啓発事業を行うことにより健康経営の地域的な広がりを推進する。 ・健康宣言事業所数 950事業所以上 	<p>【令和4年3月末 962事業所】 (年間120事業所の宣言あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業と健康づくりチャレンジ宣言の拡大に向けた連携の覚書を新たに5社(合計6社)と締結。 ・県内商工会議所、覚書締結企業と連携した健康経営セミナーを9回実施。 ・サキベジ推進協議会主催のセミナーにて、健康経営優良法人と健康宣言について説明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所での健康づくりの重要性等を事業主等に伝え、意識変容を促すことが必要。 ・令和3年度と同様に商工会議所との共催による健康経営セミナーの実施によりチャレンジ宣言勧奨を推進する。 ・各種広報を活用して健康経営優良法人認定事業所取組事例の紹介を通じ、認定制度の浸透を図る。 ・覚書締結企業6社と連携し拡大に向けた体制を整える。
<p>2</p> <p>○健康づくりチャレンジ宣言事業所の取り組み支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の健康度を経年変化によって「見える化」した事業所健康度診断カルテの提供により、これまでの取り組みの振り返りを行い、健康度向上の実効が期待できる取り組み内容(宣言内容)をアドバイスする。 ・「食事・生活習慣」、「運動」、「メンタルヘルス」、「がん対策」及び「歯科口腔」に関する講習会を関係機関と協力し合計80社で実施する。 ・運動習慣の定着とコミュニケーションの醸成を目的とした3名1組のチーム単位でのウォーキングラリーを、協会や県・経営者団体などで構成する「事業所の健康づくりプロジェクト委員会」で実施する。 ・長野県歯科医師会と連携し、歯科口腔が全身に与える影響や歯科検診の重要性について啓発する。また、歯科検診の受診者を増やすきっかけとすべく歯科検診の受診費用補助を行う。 ・健康経営優良法人認定制度の認定基準に適合する取り組みを実践するよう推奨し、健康経営優良法人2022認定企業を320社にする。 ・事業所内での取り組みが継続するよう広報チラシ等により定期的に健康づくりに関する情報を発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に赴いて行う講習会について5つのテーマの講座を用意した。 【令和4年3月末 講習会88社開催】 ・県も交えた「ウォーキング大賞」の開催に協賛当支部作成のウォーキングアプリを改修し利用して9月から実施。県全体で1,742チーム5,211名が参加。 ・歯科検診の費用補助事業を令和3年度初めて実施し、1,000名を超える申込みがあり、350名が受診。 ・健康経営優良法人2022に394社が認定。 ・覚書締結企業6社の無料で利用できる健康経営サポートを宣言事業所あてに案内を送付。 ・医師と連携し、事業所において加糖飲料に対する意識・行動変容を調査するモデル事業を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに取り組む内容の充実を図ることが課題。 ・健康宣言事業においては協会けんぽ全体で標準化することとなり、最低限実施すべき内容を含んだ新モデルへ移行している。取り組む内容を見直していただき、すべての宣言事業所が新モデルへの移行を完了する。 ・ウォーキング大賞の運営に関し、健康づくりプロジェクト委員会での議論に積極的に関わり、運動の習慣付けに繋がるようウォーキング大賞の参加広報と、ウォーキングアプリの更なる改修を実施する。 ・令和3年度は申込みを断ったこともあり、歯科検診の受診希望者がより多く受診できるよう予算措置した。受診率が想定外に低く、受診を促すことも必要。 ・取り組み支援の充実のため、覚書締結企業6社と連携し各社のサポート事業を利用して宣言事業所が取り組みを進められるよう案内を行う。 ・年4回、事業主や担当者に向けて健康づくり情報誌の提供を行う。 ・加糖飲料のモデル事業を整理し事業を開始する。

(2-5)戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和4年度への課題と対応
v)その他		
<p>1 ○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インセンティブ制度や長野支部の健康課題やその対策を加入者及び事業主に向けて周知広報する。 ・「健康保険委員のひろば」(季刊誌)、「協会けんぽNews」(毎月)などの広報誌やメールマガジン(毎月10日配信)による定期的な広報を行う。メールマガジンについては、現状に加えて効果的な登録勧奨方法を工夫し、配信件数拡大につなげる。 ・無関心層を含めて広く発信するためメディアを活用した広報を行う(本部作成予定の動画等活用を含む)。 ・外部研修や協会内研修参加等により効果的な広報手法を研究し実践する。 ・広報、文書、事業所訪問等の方法により健康保険委員の委嘱勧奨を行う。 ・広報物、健康経営セミナーや健康保険委員研修会を通じ、信州ACEプロジェクトの取り組み【Action(体を動かす)、Check(健診を受ける)、Eat(健康に食べる)】の紹介、普及に努める。 ・全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 54.4%以上 	<p>【健康保険委員数 5,078名 被保険者カバー率 55.7%】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に適用した1,357事業所に委員登録勧奨を文書で実施した。 ・被保険者100名以上の9事業所にオンライン面談による委員登録勧奨を実施した。 ・プレスリリースを8回実施。(ジェネリック医薬品使用状況、健診受診率等、健診結果の全国比較、インセンティブ制度認知率、血糖リスク分析、健保委員5,000人、令和4年度保険料率、健康経営優良法人2022認定) ・インセンティブ制度を説明したマンガを作成し健康保険委員に配布。ホームページにも掲載しホームページに誘導する広報を実施。(WEB広告、フリーペーパー広告) 	<p>加入者一人ひとりに届く広報をすることが課題。健康保険委員を通じた情報提供と支部からの広い発信を軸とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に適用となった事業所には健康保険制度を周知する必要もあり、健康保険委員の登録勧奨を確実に行う。 ・健康保険委員の表彰及び研修会を開催し活動の充実を図る。 ・積極的にプレスリリースを活用する。さらに、取り上げに繋がるようはたらきかける。 ・令和3年度に作成したマンガの続編として「健康経営」「現金給付」「任意継続」をテーマにしたマンガを新たに作成する。インセンティブ制度の周知と共にホームページ等を利用し広報を実施する。 ・今年度提供予定である本部作成の広報ツールを活用する。
<p>2 ○ジェネリック医薬品の使用促進 〈医療機関・薬局へのアプローチ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・薬局ごとに使用状況を可視化した「お知らせ」を送付し、主要な医療機関等は個別に訪問することによりジェネリック医薬品使用促進を働きかける。 ・アンケート文書を工夫し「お知らせ」送付を希望する医療機関を増やす。 ・医療機関、調剤薬局に対し「医薬品実績リスト」を案内し活用を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「お知らせ」の送付希望の確認方法をオプトアウト方式に変え、拒否回答のあった医療機関以外を送付対象として送付医療機関が大幅に増加した。 ・1,236医療機関及び961調剤薬局あてにジェネリック医薬品使用状況を可視化したお知らせを送付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品使用割合の伸びは鈍化しており、地域別、年代別、医療機関等など、次の通り訴求対象を明確にした事業を展開する。ただ、製薬メーカーの不祥事があってから、行政の立入検査等が行われ品質確保に取り組んでいるところであり、供給の不安定さがまだあるというところである。 <p>(次頁へ)</p>

(2-6) 戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和4年度への課題と対応
<p>2 ○ジェネリック医薬品の使用促進 〈加入者へのアプローチ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスや希望シールの配布事業を継続実施する。 ・ジェネリック医薬品使用促進などによる医療費適正化と合わせ子育て世代の健康リテラシーを向上させるため、新生児の親を対象に広報誌を贈呈する。 ・薬局を通じて患者にお薬手帳カバーとジェネリック医薬品希望シール、Q&Aを配布する事業を継続し、ジェネリック医薬品の使用促進や重複投薬の防止を図る。 ・適正受診の啓発及びジェネリック医薬品使用を促進させるため、県薬剤師会や市町村、関係団体と連携してセミナーを実施する。 <p>〈その他の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリックカルテ等のデータを活用し、低使用割合地域対策を実施する。 ・ジェネリック医薬品使用割合について、事業所健康度診断カルテを通じて事業主に情報発信する。 ・保険者協議会、ジェネリック医薬品使用促進連絡会など他の保険者等が参画する団体を活用し、団体名でのポスター、啓發文書作成により加入者や医療提供者に対する働きかけを行う。 <p>・ジェネリック医薬品使用割合 81.9%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アルクマを用いた改良版お薬手帳ホルダーとジェネリック医薬品希望シールを作成した。 ・新生児の親を対象として広報誌とジェネリック医薬品希望シール、Q&A冊子を4,884件送付した。 ・ジェネリック医薬品について医師や薬剤師等の各分野の専門家の意見をまとめた冊子を作成し、薬局を通じて加入者に配布した。また、健康保険委員にも送付した。 ・加入者に向けたジェネリック医薬品軽減額通知を2月に送付した。 ・長野県内の地域毎に使用割合の差がある要因を分析した。地域毎の状況について、県医師会及び松本市医師会、諏訪市医師会に情報提供を行った。 ・事業所健康度診断カルテにジェネリック医薬品使用割合を記載し、事業所に配布した。 ・アルクマを用いたジェネリック医薬品希望シールの作成について、保険者協議会やジェネリック医薬品使用促進連絡会にも情報提供した。 <p>【令和4年3月 81.7%】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①地域別の対応として、未だアプローチをしていない比較的低調な地域の薬剤師会等に情報を提供する。 ②年代別の対応として、引き続き新生児の親への働きかけを行う。 ③医療機関への対応として、処方量が多い医療機関への訪問等により協会事業への理解を求めるとともに、県医師会との情報共有を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に引き続き、医療機関及び薬局に可視化したお知らせを送付する。 ・協会けんぽの概要と医療制度の仕組みと合わせたジェネリック医薬品使用を含む医療費適正化を目的に、社会保障の担い手である大学生に対するセミナー等を開催する。 ・保険者協議会を活用し、一保険者の取り組みに止まらない働きかけを行えるよう積極的に関わっていく。
<p>3 ○地域の医療提供体制への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療審議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会、保険者協議会等に参画し、医療データ等を活用しながら、あるべき医療提供体制や加入者の健康づくり等について、データに基づいた効果的な意見発信を行う。なお、すべての地域医療構想調整会議に健康保険組合と連携し被用者保険者が参加する体制を維持する。 ・協会が保有する医療費データ等をタイムリーに分析し、医療費適正化に向けた情報を評議会、関係機関、ホームページ等で定期的に発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・10圏域のすべての地域医療構想調整会議に健康保険組合と連携し被用者保険者が委員となっている。しかし、下期は一回のみ開催。 ・データに基づくプレスリリースを実施。血糖リスクに関する長野支部の特徴(健診結果、糖尿病の医療費など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度開催される予定の地域医療構想調整会議において、協会が保有するデータを有効に活用した意見発信ができるよう準備しておく必要がある。 ・今後は、基礎情報として、レセプトデータに基づく医療の提供状況を地域別に集計する。

(3)組織体制関係

重点事業	実施状況	令和4年度への課題と対応
<p>1 ○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①役職に応じた役割を理解し、能力を発揮し役割に合った実績を上げた職員を適正に評価するため、具体的な目標を設定する。 ②目標の進捗管理を上司による部下の目標達成支援のため、月次の振り返りを行う。 ③目標管理を通じ、業務の進捗確認を行うことにより、事業計画を着実に推進する。 <p>・業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底し、複数業務遂行可能な職員を育成したうえで、戦略的保険者機能を発揮すべく柔軟に人員を配置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支部の方針から「目標連鎖シート」により役職・階層毎に目標を具体化して設定した。 ・毎月進捗確認のため、「月次振り返りシート」を活用して、上司と部下の振り返りを行った。 ・業務部においては、業務グループに加えてレセプトグループにおいても「山崩し体制」を推進した。 ・山崩し体制を推進するために業務の多能化を目指し、定期的な業務学習会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標進捗管理のために目標達成支援として上司による「振り返り」を毎月行う。 ・山崩し体制のさらなる定着のための勉強会及び情報共有を定例化する。
<p>2 ○OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入職員のOJTと若手職員の業務ローテーションを計画的に実施し、広範囲に基礎的業務力を修得させる。 ・人材育成を通じ業務を再点検するとともに、先入観なく発信された問題意識を業務改善につなげ、組織を活性化させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新採2名のOJT計画を作成し、全グループの各指導担当者がそれぞれ実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに採用となった2名のOJTを計画どおり実施する。 ・業務ローテーションを行った若手職員のOJTを実施する。
<p>3 ○リスク管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスや情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修を全職員に実施し、制度及び取扱いについての理解を深め、規程等の遵守を徹底することにより、加入者から信頼される組織運営を行う。 ・各種規程、業務マニュアル等に沿って業務を遂行するとともに、これまで発生した事務処理誤りの再発防止策の実行状況を逐次点検すること等により、確実に誤りのない事務処理を実践する。 ・事務処理誤りゼロ期間を定期的に設定し、常に正確な事務処理を行う職員意識の維持・向上を図る。 ・大規模自然災害発生時等の安全管理やBCP(事業継続計画)対応のための研修や訓練を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の自主点検により個人情報の取り扱い及び情報セキュリティを中心に確認を行った。 ・支部研修実施計画に沿って、研修を実施した。 ・7、10、2月に「事務処理誤りゼロ月間」を設定し、毎日の朝礼及び騎乗へのポップ設置により、支部全職員に対してマニュアル通りの事務処理の意識づけを行った。 ・事務処理誤りが2件発生。 ・支部独自の「コンプライアンスNews」の発行により他支部及び他者事例の共有により注意喚起を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支部研修実施計画に沿って、研修を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止研修 ・ビジネススキル研修 ・情報セキュリティ研修 ・個人情報保護研修 ・コンプライアンス研修 ・メンタルヘルス研修 ・「事務処理誤りゼロ月間」を設定する。 ・引き続き、月例の「自主点検」及び「コンプライアンスNews」により個人情報、情報セキュリティの適切な取り扱いとコンプライアンスの順守に対する意識づけを継続する。
<p>4 ○費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるために公告内容を広く告知するように努める。 ・公告期間や納期までの期間の十分な確保や仕様書の見直し等の取組みを行うことにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・一般競争入札案件の過去の入札状況を検証し、必要に応じ個別案件単位で一者応札を回避するための対策を実施する。 ・コスト削減を意識して行動し、光熱費や消耗品費などの事務経費を対前年度5%削減させる。 ・一般競争入札に占める一者応札案件の割合 20.0%以下 	<p>【令和4年3月末 一者応札案件 0%】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9件の一般競争入札に対し一者応札案件はなかった。 ・光熱費、消耗品費については、支部職員に毎月の消費状況が見える化した資料を掲示板に公開し、重点取組事項を掲出し、削減に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、仕様の限定緩和や余裕を持ったスケジュールの設定及び過去参画業者への入札呼びかけなど、一者応札を回避できるようにする。 ・光熱費、消耗品費については、引き続き、月次消費情報の共有と重点取組事項を管理職間で共有し、朝礼及び掲示板において支部職員に対して徹底する。

(4) 令和3年度KPI結果(重点業績評価指標※Key Performance Indicator)

区分	施策	項目	目標	実績	目標と実績の差	進捗状況
基盤的 保険者機能	1 サービス水準向上	サービススタンダード	100%	100%	±0%	達成
		申請書郵送化率	96.8%	96.2%	▲0.6%	概ね達成
	2 効果的なレセプト点検	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検定率	0.304%	0.314%	+0.01%	達成
		協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	3,137円	4,014円	+877円	達成
	3 柔道整復療養費の 照会強化	柔道整復施術で3部位、月15日以上の申請割合	0.92%以下	0.83%	▲0.09%	達成
	4 返納金債権発生 防止	資格喪失後1か月以内の保険証回収率	94.98%	88.05%	▲6.93%	未達成
		資格喪失後受診にかかる返納金債権回収率	51.02%	56.62%	+5.6%	達成
5 被扶養者資格の 再確認	被扶養者資格確認書の提出率	93.2%	91.9%	▲1.3%	未達成	
戦略的 保険者機能	1 特定健診	生活習慣病予防健診受診率	58.4%	56.5%	▲1.9%	未達成
		事業者健診データ取得率	15.5%	14.0%	▲1.5%	未達成
		被扶養者特定健診受診率	33.2%	27.3%	▲5.9%	未達成
	2 特定保健指導	被保険者の特定保健指導実施率	29.4%	29.3%	▲0.1%	概ね達成
		被扶養者の特定保健指導実施率	22.3%	27.2%	+4.9%	達成
	3 重症化予防	受診勧奨後3か月以内の医療機関受診率	11.8%	10.9%	▲0.9%	未達成
	4 コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	950事業所	962事業所	+12事業所	達成
5 広報活動	全被保険者数に占める健康保険委員カバー率	54.4%	55.7%	+1.3%	達成	
6 ジェネリック医薬品 使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(R4.3診療分)	81.9%	81.7%	▲0.2%	未達成	
7 地域医療体制への 働きかけ	効果的な意見発信	発信する	発信	—	達成	
組織 体制	1 コスト削減	一者応札案件の割合	20.0%以下	0%	▲20.0%	達成

※色のついた項目はインセンティブ制度に関わる項目